

委員会活動

総務消防委員会

▼条例の一部改正案3件を了承

坂出市条例等の一部を改正する条例制定案について、当局より、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除及び長期譲渡所得に係る個人住民税の課税特例の創設について、所要の改正を行うものであるとの説明があり、審査の結果、異議なく原案を了承した。

また、坂出市手数料条例の一部を改正する条例制定案について、当局より、現在稼働している、石油などの危険物の貯蔵及び取り扱いを行う特定屋外タンク貯蔵所等に対し、耐震性を強化する観点から、新たな技術基準を設け、指定された期限までに新基準への適合を求め、一方、石油類の需給調整等の理由から一時的に休止している施設については、再開日の前日まで新基準への適合期限を延長するため、所要の改正を行うものであるとの説明があり、審査の結果、異議なく原案を了承した。

坂出市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定案については、当局より、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みを構築し、救急搬送と受け入れの円滑な実施を図るため、消防法の一部が改正、施行されたことに伴い、引用部分の整理を行うものであるとの説明があり、審査の結果、異議なく原案を了承した。

教育民生委員会

▼番の州プールの今後のあり方について議論

当局より、先般、スポーツ振興審議会から提出された建議を踏まえ、番の州プールの今後のあり方に関しては、施設の老朽化が著しく、今後の運営には多額の経費を要すること、また、毎年多額の赤字が生じていること、さらに市内には各学校プールや角山温水プールがあることも勘案し、今年度をもって所有者である香川県に返還する方針が報告されるとともに、今後は、限られた貴重な予算を学校プール等の改修整備に重点的に充てていきたいとの姿勢が示された。

これに対し各委員から、番の州、学校、角山温水プールはそれぞれ利用・使用目的が異なり、同一に考えるべきではないとの意見や、結論を急ぐのではなく、広く市民の意見を聞く中、1年程度をかけて十分に検討すべきとの意見等が相次いで出され、当委員会として協議した結果、収益が悪化した要因について検証するとともに、費用の削減や、来場者の増加対策に関する議論を徹底するなど、まずは維持、存続の可能性を探求することが肝要であり、当局に強く要請した上で、仮にやむを得ず県に返還となった場合においても、これまでの番の州プールの役割にかんがみ、子供たちに夢と希望を与えるような方向で跡地を利用するよう、県に働きかけることを求めた。

都市建設委員会

▼坂出港港湾整備事業の早期の経営健全化を

個別外部監査契約に基づく監査についての審査過程において、当局より、本案は、坂出港港湾整備事業の経営健全化計画の策定に当たり、法律の規定に基づき、個別外部監査契約に基づく監査を行うことについて、議会の議決を求めるものであるとの説明があった。

委員より、本案が法律の規定に基づくことに一定の理解を示しつつも、現時点で経営健全化計画の方向性がほぼ決まっていることから、新たに経費を投じて実施することに関し、費用対効果の観点から、その必要性を疑問視する意見が出され、当局にその見解を求めた。

当局からは、法律の規定により、経営健全化計画の策定に当たっては、当該監査を行う必要があるとして、本案に対する理解を求めた上で、当該監査については、高額な契約金額にはならない見込みであるとの答弁があった。

これに対し委員より、当該監査の必要性にはなお疑問が残るものの、本案が法律の規定に基づくものであることを踏まえ、新たに経費を投じて実施する以上は、その監査結果を経営健全化計画の内容に十分に反映させ、当該事業の早期の経営健全化に資するよう要望があり、審査の結果、異議なく原案を了承した。